日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成27年２月25日に下記の日本工業規格を改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成27年２月25日

国土交通大臣　太田　昭宏

記

改正された日本工業規格

防火シャッターの検査基準　A1313

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、国土交通省住宅局住宅生産課においても閲覧に供する。

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成27年２月25日に下記の日本工業規格を廃止したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成27年２月25日

国土交通大臣　太田　昭宏

記

廃止された日本工業規格

建築物の不燃構造部分の防火試験方法　A1302

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、国土交通省住宅局住宅生産課においても閲覧に供する。

求　　職

労働保険審査官及び労働保険審査会法第36条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第36条の規定に基づき指名した関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者のうち、平成25年４月１日付けをもって指名した者（労働者災害補償保険制度及び雇用保険制度ごとに関係労働者を代表する者各１人及び関係事業主を代表する者各１人）については本年３月31日をもってその任期が満了する。

よって、同条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第22条の規定に基づき、新たに関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者を指名したいので、資格ある労働者の団体及び事業主の団体は、下記によりそれぞれ関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成27年２月25日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

１　推薦資格　推薦資格を有するものは、次の⑴又は⑵いずれかに該当するものであること。

⑴　労働者災害補償保険制度の関係労働者又は関係事業主を代表する者については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体又はこれらの事業の事業主の加入している事業主の団体であって、２以上の都道府県労働局の管轄区域にわたって組織を有するものであること。

⑵　雇用保険制度の関係労働者又は関係事業主を代表する者については、雇用保険の被保険者の加入している労働者の団体又はこれらの者を雇用する事業主の加入している事業主の団体であって、２以上の都道府県労働局の管轄区域にわたって組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書に候補者の履歴書を添付して提出すること。

３　推薦締切日　平成27年３月６日

４　推薦書及び添付書類の提出場所　〒105－0011　東京都港区芝公園１－５－32　労働委員会会館８階　労働保険審査会

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第36条の規定に基づく関係労働者／事業主を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	制度別	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備考

（注）１　制度別の欄は、労働者災害補償保険制度又は雇用保険制度の区別を記入すること。

２　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位が２以上ある場合は、その全部を列挙して記入すること。

３　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示

中国運輸局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、中国内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年中国運輸局最低賃金公示第５号）、中国海上旅客運送業最低賃金（平成９年中国運輸局最低賃金公示第６号）、中国漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年中国運輸局最低賃金公示第１号）及び中国漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年中国運輸局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

平成27年２月25日

中国運輸局長　河田　守弘

１．中国内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金の一部を次のように改正する。

第２項中「うち」を「うち、」に、「基づき」を「基づき、」に改める。

第４項中「241,400円」を「243,350円」に、「224,950円」を「226,900円」に、「182,850円」を「184,750円」に、「173,700円」を「175,450円」に改める。

第５項⑸中「期間毎」を「期間ごと」に改める。

２．中国海上旅客運送業最低賃金の一部を次のように改正する。

第２項中「うち」を「うち、」に、「基づき」を「基づき、」に改める。

第４項中「238,270円」を「239,280円」に、「170,100円」を「171,110円」に改める。

第５項⑸中「期間毎」を「期間ごと」に改める。

３．中国漁業（沖合底びき網）最低賃金第５項中「180,800円」を「181,500円」に、「179,400円」を「180,000円」に改める。

４．中国漁業（大中型まき網）最低賃金第５項中「185,200円」を「187,200円」に改める。

附　則

この公示は、平成27年３月27日から効力を生ずる。

沖縄総合事務局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年沖縄総合事務局最低賃金公示第３号）及び沖縄海上旅客運送業最低賃金（平成９年沖縄総合事務局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

平成27年２月25日

沖縄総合事務局長　河合　正保

１．沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金の一部を次のように改正する。

第２項中「うち」を「うち、」に、「基づき」を「基づき、」に改める。

第４項中「241,400円」を「243,350円」に、「224,950円」を「226,900円」に、「182,850円」を「184,750円」に、「173,700円」を「175,450円」に改める。

第５項⑸中「期間毎」を「期間ごと」に改める。

２．沖縄海上旅客運送業最低賃金の一部を次のように改正する。

第２項中「うち」を「うち、」に、「基づき」を「基づき、」に改める。

第４項中「238,300円」を「240,250円」に、「177,500円」を「179,000円」に改める。

第５項⑸中「期間毎」を「期間ごと」に改める。

附　則

この公示は、平成27年３月27日から効力を生ずる。